

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第7区分
 【発行日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【公開番号】特開2013-170081(P2013-170081A)
 【公開日】平成25年9月2日(2013.9.2)
 【年通号数】公開・登録公報2013-047
 【出願番号】特願2012-37142(P2012-37142)
 【国際特許分類】

B 6 6 B 1/18 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 1/18 V

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月18日(2014.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

両方の制御装置10と20でカゴ呼びが登録されていない(乗場呼びだけ登録されている)場合を図3で説明する。この場合、群管理装置30で乗場呼び2つを重複して受け付けた後、両方の制御装置10と20に1つずつ割り当てる場合を考える。このとき群管理装置30はエレA制御装置10に対し、乗場呼びを割り当てると同時に出発不可から出発可へ切り替えるよう指令する。一方、エレB制御装置20に対しては乗場呼びを割り当てるのみで、出発不可から切り替えるような指令はしない。よってエレAだけ出発することになり、エレAとエレBの並走が避けられる。以上は、乗場呼びの割当個数が一つより多い場合でも同様である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

エレAにはカゴ呼びが登録されている(乗場呼びの登録が有りの場合と無しの場合、両方を含む)場合であって、エレBにはカゴ呼びが登録されていない(乗場呼びだけ登録されている)場合を図5で説明する。この場合、群管理装置30で乗場呼びを1つ受け付けた後、エレB制御装置20に割り当てるのと、エレA制御装置10でカゴ呼びを1つ受け付けた後、群管理装置30に報知されるのが、群管理装置30で重複して認識された場合を考える。このとき群管理装置30はエレA制御装置10に対し、出発不可から出発可へ切り替えるよう指令する。一方、エレB制御装置20に対しては乗場呼びを割り当てるのみで、出発不可から切り替えるような指令はしない。よってエレAだけ出発することとなり、エレAとエレBの並走が避けられる。以上は、乗場呼びの割当個数が1つより多い場合、カゴ呼びの受付個数が1つより多い場合でも同様である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 4 9 】

エレBにはカゴ呼びが登録されている（乗場呼びの登録が有りの場合と無しの場合、両方を含む）場合であって、エレAにはカゴ呼びが登録されていない（乗場呼びだけ登録されている）場合を図6で説明する。この場合、群管理装置30で乗場呼びを1つ受け付けた後、エレA制御装置10に割り当てるのと、エレB制御装置20でカゴ呼びを1つ受け付けた後、群管理装置30に報知されるのが、群管理装置30で重複して認識された場合を考える。このとき群管理装置30はエレB制御装置20に対し、出発不可から出発可へ切り替えるよう指令する。一方、エレA制御装置10に対しては乗場呼びを割り当てるのみで、出発不可から切り替えるような指令はしない。よってエレBだけ出発することとなり、エレAとエレBの並走が避けられる。以上は、乗場呼びの割当個数が1つより多い場合、カゴ呼びの受付個数が1つより多い場合でも同様である。